

川崎市ソフトボール協会規約

第1章 名称及び所在地

- 第1条 本協会は川崎市ソフトボール協会と称する。
第2条 本協会は、事務局を会長指定の場所におく。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本協会は、川崎市内のソフトボール活動を振興し、会員の体力・技術の育成と相互の親睦をはかり、もって健全な市民生活の向上に貢献することを目的とする。
第4条 本協会は目的達成のために次の事業を行なう。
1. ソフトボールの普及・技術の向上をはかる。
2. ソフトボール指導者の育成。
3. 各種のソフトボール大会・講習会を開く。
4. その他目的達成に必要な事業を行なう。
第5条 本協会の事業は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 組織及び役員

- 第6条 本協会は市内のソフトボールチーム、審判員、記録員、指導者などを以って構成する。
第7条 本協会は次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|------------|---------|------------|
| 1. 会長 | 1名 | 5. 常務理事 | 若干名（内規による） |
| 2. 副会長 | 若干名（内規による） | 6. 理事 | |
| 3. 理事長 | 1名 | 7. 監事 | 2名 |
| 4. 副理事長 | 若干名 | 8. 事務局長 | 1名 |

ほかに顧問・参与などの役員をおくことができる。

- 第8条 会長は理事会の推薦により総会の承認を得て就任する。
会長は本会を代表し会務を統轄する。
理事長は理事会の会議によって選ばれ、理事会を代表統轄し、本協会の実務を執行する。
副会長及び副理事長は、それぞれ会長・理事長を補佐する。
理事は、各支部・種目別・審判員・記録員・指導者の代表及び会長の推薦による者とする。
事務局長は理事長の推薦によっておくことができ、理事会に報告する。
事務局員は事務長の必要に応じて推薦し、理事長の承認を得る。
第9条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合、必要に応じて補充し、任期は残任期間とする。

第4章 会議

- 第10条 総会は役員・代議員を構成員とし、会長の招集によって年1回開き、次の年度の本協会の基本事項を審議・決定する。総会は、構成員の過半数により成立する。本協会の最高議決機関である。代議員はチーム（実業団・壮年・クラブ・家庭婦人・高等学校・中学校・少女）及び各支部・専門委員会から選出され、人員は内規によって定める。欠席の場合、委任状を提出する。
1. 年間事業について
2. 会計について
3. 役員の任免について
4. 規定の制定・改正・廃止
5. 理事会決議事項の承認
6. その他重要な事項について
第11条 常務理事会は理事長が、少なくとも年4回招集し、協会運営の根幹について討議する。
第12条 理事会は理事長が招集し、総会に次ぐ本協会の審議及び執行機関である。理事会は構成員の過半数により成立する。

第5章 支部

第13条 本協会は区ごとに支部をおくことができる。

第14条 支部は支部ごとに規定を定め、役員をおいて運営する。

第6章 登録

第15条 チーム・審判員・記録員・指導者は本協会に登録しなければならない。チームの構成は（財）日本ソフトボール協会の規定を基本とし、それぞれの加盟団体の規定に従う。登録費は別に定める。

第16条 登録は本協会の定めた期日までに行なわなければならない。登録事項に異動が生じた場合は、直ちにその旨を報告しなければならない。

第17条 本協会は（財）日本ソフトボール協会、神奈川県ソフトボール協会、（財）川崎市体育協会に加盟する。

第7章 会計

第18条 本協会の経費は次の収入によって充当する。

1. 登録費
2. 事業収入
3. 補助金
4. 委託金
5. その他

第19条 本協会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 委員会

第20条 本協会は会務遂行のため専門委員会を設けることができる。

第21条 委員会の委員長は、委員の互選により就任し、理事会に報告する。
委員会は専門的領域について運営する。

第9章 附則

第22条 本協会の規約改正は常務理事会、理事会の審議を経て総会の承認を得なければならない。

第23条 本協会の運営はこの規約に基づくものとし、慣行を尊重する。

第24条 本規約は、平成16年4月6日改正施行する。